



Title	長崎経済史の若干考察
Author(s)	馬場, 誠
Citation	商業と経済, 18(1), pp.231-250; 1937
Issue Date	1937-10-10
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/27085">http://hdl.handle.net/10069/27085</a>
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-27T21:37:19Z

# 長崎經濟史の若干考察

長崎高等商業學校教授

馬

場

誠

## 第一、長崎會所

長崎會所は長崎經濟史又は長崎貿易史研究の中心たるべきものである。舊時の長崎貿易は生絲貿易即ち白絲(唐)と黄糸(阿蘭陀)との輸入貿易に始まつて居る。生絲の輸入貿易組織が擴張され又全部の貿易が長崎會所の下に統合さるゝに至つたのである。最初は絲割符制度であつた、即ち有力なる貿易商人の團體が割合を定めて、輸入生絲の買入・引受を行つたのであり、京・大坂・江戸・長崎・堺は、夫々割合を定めて生絲を輸入した。

## 五ヶ所會所及長崎會所之起源

### 一 五ヶ所之儀慶長八卯年

大權現様御時代糸割符始而被爲 仰付置候之事

一 明曆元未年割符糸破脚仕申候譯之儀ハ白糸上中下三段見分ケ其直段ニ而年々買來申候處未年白糸大分持渡り候ニ付前年之直段ニ而ハ損失仕候故割符人中ヨリ直段立替申候處唐人承引不仕候ニ付糸 御公儀江

御買上被成長崎中所持銀之御吟味被成銀高多少ニ應シ丸糸被下候依之五ヶ所割符糸年寄共明曆三酉年ノ京三宅新左衛門察具足屋丸左衛門大坂川崎屋勘兵衛長崎吉田惣兵衛罷越於江戸 松平伊豆守様江寛文五巳年迄拾壹ヶ年御願申上其後茂度、御願申上候事

一 寛文十二子年御奉行

牛込忠左衛門様

之

岡野孫九郎様

御時唐阿蘭陀荷物御市法貨物商賣ニ被爲 仰付年、商賣仕來リ候五ヶ所商人諸國商人所持銀之多少御吟

味御買せ株高應貨物被爲 仰付尤五ヶ所ノ宿老拾人又支配人四ヶ所ノ八人長崎ノ五人今之請拂役ニ而

御座候

一 貞享元子年十二月貨物御市法御止被爲遊候事

一 同二丑年割符始リ明曆元未年ノ三十年中絶任此割符ノ唐人阿蘭陀白糸黄糸其外何品ニよリ須割符ニ取直

段相對買取申候此節五ヶ所共割符役人相定不申就夫

御奉行川口攝津守様之御時ニ長崎宿老貳人糸目利貳人被爲 仰付相勤唐船拾艘白糸相對ニ買取凡丸高九

百丸餘丸造リ立賣拂申候其後六月四ヶ所之諸役人下着仕申候此時を大割符と唱申候事

一 元祿八亥年伏見屋代物替銀高千貫目分被爲 仰付同九子年銀高貳千貫目被爲 仰付同十丑年代物替會所

本興善町江糸支配所出來又割符白糸之残り餘糸と名目相付候而代物替會所割符會所兩所江買取申長崎會

## 所と申名目出來候由之事

一 同十一寅年、長崎會所おるて唐人阿蘭陀荷物御買上商賣相成申候

右の史料は、長崎會所の起源を書いたものとしては、別に優れて居ると云ふ譯では無いが、纏つて居る文書であり、又通航一覽等の記載と必ずしも一致して居らぬことに注目すべきである。

次に、長崎會所の役員構成を説明する。長崎會所の最高地位を占むる者は町年寄中より出する所謂年番の人であつて會所調役又は後に頭取と云ふた者であつた、此は長崎奉行の命令を受け又長崎代官の監督を受けた。次に目附・産物方目附・吟味役・請拂役と云ふ者があつた、請拂役には、元方年番・拂方年番・勘定掛・俵物方・請込方・普請吟味掛・雜用掛・諸返納取立掛兼米方掛・銅方掛等の加役があつた。其外に、小役人が百八十餘人あつた。即ち、役所番・筆者小頭・筆者・筆者並家守・金見・銀見・藏番・小役・札讀・筆者手傳・小使・極印打・日雇頭である。此等は所謂長崎地役人(土地の役人)の内である。地役人(世襲)は總數で千四、五百人あつたが、其等の受用銀(俸給・給與)は、長崎貿易の利益金即ち長崎會所の總收入から支出された。長崎會所は受用銀・個所銀・竈銀の外、市内行政の諸費用を支辨し、尙ほ幕府に御運上金(上納金)を納めて居つた。

長崎會所の地役人の勤方を書いたものには、「藏番勤方」、「筆者勤方書付」、「泊番勤方申上書」とか「吟味役請拂役勤方書之内金銀納拂に拘り候廉々拔書」と云ふ様な史料もあるが藏番勤方書が最も簡單で大體を知るのに適當である。

\* 通航一覽(卷之百四十二)第四  
\* 學校藏

長崎會所五ヶ所會所藏番勤方書

一 唐紅毛商賣納銀並商人預ケ銀御藏出入勤方之事

但唐紅毛商賣納銀之節調子相濟會所包ニ相成候上當番請拂役ノ銀員數高引合請取藏入仕候商人預ケ銀之儀者銀高相調子相濟候上商人共方ノ封印仕當番請拂役江相渡候上私共請取書付ニ引合候而目附拂方年番差圖を請右納銀同様ニ藏入仕相勤候事

一 於會所唐紅毛荷見世荷渡勤方之事

但荷見之節者諸荷物員數相改藏出シ仕相勤申候猶又荷渡之節茂右同様御藏出入之儀目附吟味役差圖を請相勤申候事

一 會所請込物勤方之事

但御獻上反物御調進藥種唐紅毛金銀其外請込荷物不依何品ニ出嶋新地ノ請込物有之候節員數封印相改藏出し入仕申候尤藏出し入之節者大切之儀ニ候間諸事氣を付ケ入念紛數儀等有之候ハ、早速申聞世候様兼而宿老目附吟味役ノ申付置候事

右に依つて第一に、長崎會所が商人から收納する銀には、唐紅毛商賣納銀と商人預ケ銀との二種類あることが判る。第二に會所に於て唐紅毛荷見世と荷渡とが行はれることも知り得る。第三に會所請込物とは何であるか。會所が取込んで自分の貿易をするのである、會所圍とも云ふことがある。其の他將軍への獻上用の反物や、幕府が

調進用として希望する樂種類、唐紅毛金銀等が、會所請込として一括せられ、其等の物が實際獻上又は調達せられずに残る場合に、會所圖として時機を見て貿易商人に入札させ賣却處分をするのである。

長崎會所の平面圖には三種類ある。最も古きものは、(故福田氏藏)元方長崎會所總坪數二百十六坪の時のもので、(八百屋町の内)門が東上町に面して居る。建物の内容としては、勘定所・當番座・御檢使座・金銀請取所・入札調子所・諸帳面置所・筆者詰所・銀場・小使居所・筆者手傳居所・家代居所・小者・賄所・小間物道具藏・金銀藏・御封金藏から成つて居る。此は創立から明和二年までのものである。

其の次即ち家藏圖は、<sup>\*</sup>長崎會所が元方長崎會所と向屋舖(向會所)との二の建物から成つて居つた頃で總坪數約四百坪の時のものである。(享保十九年よりは後であるが、天明六年よりは前と推定する)門は前と同じ所にあるが、建物の内容が多少變化して居る。即ち式臺・玄關・出方年番・當番座・年番座・手傳居所・入札調子所・惣二階諸向掛詰所・銀場・小役居所・賄所・供部屋・藏・八百屋町内家代居所であり、又向屋舖(東上町)は勘定掛詰所・藏となつて居る。

然るに、長崎會所の最後の圖面(縣立長崎圖書館藏)の時は、總坪數が五百四坪六合餘であつた。表門が東中町に面して作られて居り又建物は宏壯なものとなり、内容も前の二の圖とは全然異つた大建築物であつた。即ち玄關・拭板・商人入札場・檢使場・當番座・筆者詰所・廣間・御巡見之間・書物調子所・目附・請込方・普請方・元方詰所・目附吟味役詰所・年寄詰所・辨當所・手傳部屋・町年寄供部屋・諸役人供部屋・拂方詰所・同手附・

勘定方詰所・請込方詰所・三組部屋・小役部屋・雜用方・臺所・供部屋・町年寄書物入藏・一番藏乃至十番藏から成つて居た。<sup>\*</sup>

長崎會所の繪圖面を重要視するのは、長崎會所の機能を最も容易に推知し得るからである。此に依つて長崎會所が長崎市の經濟を掌つて居つたことや、市金庫の所在であつたことが善く判る。但上記三種の古圖を見て疑問とすべきことが二ある、即ち最初の二圖にあつた銀場(三間・三間)が第三圖ではなくなつて居ること、又入札調子所(二間・二間)なるものが第三圖では商人入札場(五間・三間)と變化して居ることである。

銀場とは、文字の如く銀の取扱場所であつて、長崎會所にもあり、又各町にも分置して在つたものらしい。例へば本古川町銀場(或は役場とも云ふ)とか、浦五島町銀場とか云つて、各町金庫の性質を有した營造物があつた町の乙名(長)の命を受けて個所銀や種銀の町内配布を掌つて居つた。次に商人入札場とは、入札調子所の單純なる擴張であらうか。此には多少の疑問もあるが、同一性質のものと思ふ。

## 第二、長崎宿老

「長崎宿老勤方覺書 酉十一月」なる文書がある、「酉十一月長崎宿老森四郎右衛門、同濱武治兵衛、同見習同源兵衛」とある(末尾)。此は長崎宿老が毎年糸割符御禮の爲めに江戸へ出掛けた時分のものであるから、尠くとも寛政二年以前の覺書である(同年以後町年寄・宿老の江府參上が隔年となつた)、又其の他の記載事項から察して享保二年酉か十四年酉と思惟する。右覺書の内重要項目を摘記すると次の如くである。

\*長崎縣史料(明治四十四年長崎縣史料展覽會目錄寫眞帳)には長崎市諏訪神社藏の寫眞、増補訂正幕府時代の長崎には長崎市役所藏の寫眞が載つて居る。

一唐船商賣被 仰付候節大改相濟候上ニ而 御役所江四ヶ所月番地下月番之宿老兩人被 召出此度何艘商賣被 仰付候趣商人共江茂可申渡候且又五ヶ所割符糸例格之通被 仰付候委細者年番町年寄方ニ而承候様ニ被 仰渡候其後年番町年寄方江罷出割合之書付等請取之荷見せ入札荷渡等之仕形諸事承之商人共江申渡候 阿蘭陀方被 仰付候節茂同前御座候

大改とは荷役の一種で、大量販賣の爲めの處置である。四ヶ所月番・地下月番の月番とは毎月當番の意味である、四ヶ所とは京・江戸・大坂・堺で、地下とは當地即ち長崎を指して居る。「此度何艘商賣被仰付候趣商人共江茂可申渡候」と云ふ文句が面白い。宿老は貿易商人であると同時に、其他多數の貿易商人の取締の任に當つた者で、地下役人の資格を兼備して居り、半官半民の存在である。町年寄(市長格)と殆んど同等の格式であつた。宿老は貿易の世話役であつて貿易を完了せしむる責任を有し、又貿易の證明即ち手板の裏書・證明を爲して此が手数料を徴收した。又五ヶ所宿老(四ヶ所及長崎を指す)は五ヶ所會所の起源たる糸割符と密接なる關係がある。

一唐阿蘭陀荷物買取候長崎商人支配被 仰付置荷見せ入札荷渡之節は筆者小役小使召連出嶋新地長崎會所雜物替並遣用支配所江罷出候尤出嶋新地門出入商人提札相渡シ無作法之儀無之様ニ申付御用相濟候迄ハ相詰居申候

筆者、小役は宿老の配下たる者である。又出嶋新地は阿蘭陀・唐の二貿易の行はれる場所、長崎會所は此等二種の貿易の決濟場所である。雜物替並遣用支配所とは不明であるが、雜物替會所であれば、唐船と銅、海産品、



藥種、織物、器物の類を以て交易する場所で享保十八年に長崎會所に合併されたものである。(今魚町)

一 商人方より上方江差登候糸端物上藥種類紛敷儀無之様ニ逸々入り記相添京大坂堺ニ改役人定置吟味仕らせ候  
尤荷物持登り候宰領飛脚送り狀爰元ニ而落札帳面ニ引合裏印仕道中船中ニ而紛敷荷物入交り不申様ニ京大  
坂堺小倉ニ而船積水上相改候趣送り狀ニ問屋共裏書證據取置之候

送り狀とあるのが手板である。

「唐船阿蘭陀船入津之節地下宿老勤方」と云ふ史料がある、製作年次は未だ之を究め得ないが前掲覺書と對照して研究すべきものである。其の全文を示せば次の如くである。

一 唐船入津之節五ヶ所宿老之内壹人御役(所)江罷出積荷物差出(帳)和解相濟候迄立合罷在其末御用人中より右  
差出帳宿老江御渡被成候を持歸宿老用場ニおゐて五ヶ所商人共へ寫取せ本紙者返上仕候

一 阿蘭陀船入津仕積荷物差出(帳)和解差上候上宿老兩月番之内壹人被召出御用人中より右差出帳御渡被成唐方  
同様ニ取計申候

一 阿蘭陀船入津前宿老手附並諸目利筆者小使小者出嶋門通札出嶋乙名より請取之諸目利江相渡シ其未出嶋目利  
入被仰付候節四ヶ所請拂役諸目利召連出勤仕候

一 唐阿蘭陀荷物大改相濟候上ニ而 御役所江兩月番宿老被召出御家老御用人之内を以此度商賣被仰付候間商  
人共江可申渡旨被仰渡商人共召呼其段申渡候

但唐方大改以後右唐船商賣銀高書付年番町年寄請取申候

### 第三、五ヶ所商人

「五ヶ所商人納銀之件」と云ふ史料に依つて、入札商人は其の資力に應じて種々に區別されて居つたことが判る。賣買取引を爲し得る金額に差等が付けられて居り、又其の金額に應じて豫納金にも多少があつた、即ち保證金の如きものを豫納せしむることになつて居つた。次の如き記載がある。

一商人共身元厚薄ニ寄先納銀又は家質根證文爲相備買銀高差免入札爲仕先納銀會所江爲相納其外根證文方請負相濟且銘々買銀高相定候上人別銀納御届帳相仕立銀何程何月幾日相納大坂納何程與申儀書載仕御勘定方詰所江差出皆納迄夫々御届申上候

但大坂納證文相納候節茂右同様ニ御届申上於大坂何月幾日納與申儀書載仕候事

大商人・中商人・小商人と云ふ具合に區別されて居つた。五ヶ所商人の先納銀の假預證は次の如きものであつた。

(表面) 午秋割

先納

一金貳百五拾兩

但壹箱

印) 假預

此銀拾五貫目

午九月十七日

豊島屋安兵衛印

(裏面)

表書之通封之儘預置之候

拂方年番印

而して此の裏面の記載が抹消してあるのは、本納になつた爲めであらう。

既出「長崎宿老勤方覺書」に、「宿老銘々宅江用場相立筆者小使晝夜召置京堺江戸大坂宿老與組合月番毎月相勤申候」ともある様に、各宿老は自宅を事務所と爲し、所屬吏員を有して居つたが、又他の四ヶ所の宿老と一緒に月番で隨時長崎會所に出勤して居り又五ヶ所會所なるものがあつた。(此は長崎會所とは別である、此外に京會所とか堺會所とか云ふものがあつた。)前掲「五ヶ所商人納銀之件」の他の項には次の如くに書いてある。

一商人共銀納之儀其時々長崎會所目附吟味役請拂役之年番裏書印形之判書四ヶ所商人之分は掛り宿老方ニ而見届候を不殘地下月番宿老方ニ而爲登差引帳面ニ割印仕再度掛り宿老方江相渡申候地下商人納判書は四ヶ所之月番宿老方江遣之四ヶ所宿老方ニ而割印仕再度地下月番方江請取申候

次に「福田安右衛門鈞合書」と云ふものがある。

覺

唐方所望

一色絹紬

高貳拾端

同

一貳番色絹紬

高五端

同

一紅羅紗

高壹端ト壹切

印) 願受

一色紋天蔴絨

高八端

印) 唐方所望

一色縹子

高五端

右者福田安右衛門願請唐方所望之内不用ニ付市中商人安田屋寅太郎江相渡申候此段御釣合如斯御座候以上

寅三年

牧田行四郎<sup>⑩</sup>

濱武鄭次郎殿

福田安右衛門とは町年寄の一人である。唐方所望とは唐船の輸入商品中奉行・代官・町年寄等が自己希望の商品を優先的に如かも廉價に買求むる特権を有して居つた、其の商品を高價に賣却して差益を收むることが彼等の役得であつた。其の外に阿蘭陀人等からの進物を賣却することも彼等の利益の一であつた。

所望した商品を賣却する形式として、斯の如き釣合書を作成したのである。牧田行四郎とは明白ではないが、市中商人の取締、管理の地位に居つた者と思はれる。濱武鄭次郎は長崎宿老濱武氏(天保年間)である。又釣合の

意味は、一方に所望と云ふ行爲がある、それに對してバランス(平衡)する爲めの作用として、市中の商人に賣渡すと云ふことをやつた、即ち平均、均衡を得せしむると云ふ意味である。(後に出る會所釣合の部分参照)

第四、個所銀と竈銀

次は、村上藤兵衛所有の宅地五ヶ所に對する個所銀の明細書である。(此は村上文書の一である)

村上藤兵衛

一銀貳貫六百八拾目　ケ所拜領銀

内

九百九匁八分四厘八毛　貫銀

貳百壹匁　預割

五百九拾三匁七分五厘　諸給銀

五拾目　日行使家賃

五拾目　下日行使合力

拾匁　芥捨賃

七拾四匁貳分五厘　御救銀年賦

六匁三分　番屋地子銀

三匁九分

火屋番賃

四拾五匁

八朔雜用

三拾五匁

番所雜用

四匁三分

小野組馬門札禮

百目

所々繕ひ普請入用

五拾目

松五郎病死入用

百四拾四匁六分貳厘四毛八絲 町遣方

〆貳貫貳百七拾七匁九分六厘五毛六絲

殘四百貳匁三厘四毛四絲

但三拾七匁所ニ割壹匁所ニ付拾匁八分六厘五毛七絲

此所五匁所

五拾四匁三分貳厘八毛五絲

内

壹匁貳分五厘 雜用

當家 五拾三匁七分七厘八毛五絲

踊不足銀之内ニ預り

亥十二月

役

場

本博  
多町  
銀場

此は役場即ち本博多町銀場の作成で、個所銀の配當は年に二回宛行はれた。順序としては、先づ長崎會所から諸費用を差引いて各町に町内總個所數に應じて分配する而して其の分配された金を更に町内諸費用を控除して各家の個所數即ち宅地面積に應じて分配した。

次は竈銀の明細書である。(村上文書)

いく

一銀九百三拾三匁壹分貳厘

竈拜領銀

内

三拾三匁三分三厘 貫銀

五匁 御備向道具拜借返納

拾匁 向未年宗旨帳入用

七匁五分 掃除ちん

廿貳匁五分 接待入目並燈籠張替ちん

九匁三分三厘五毛 番所薪代

六拾三匁三分九厘五毛 町内祈禱並寺社寄附

〆百五拾壹匁六厘

殘七百八拾貳匁

但五拾一匁割一匁ニ付拾五匁三分三厘四毛五絲

此錢壹貫六百四拾七文

内

四拾八文 火消増賃

六百文 番賃

猶殘九百九拾五文

午十二月 平戸町

此は會所から竈即ち所帯に應じて貿易利益金を配當したのである。

地役人でない者即ち受用銀のない者は皆斯の如き配當を受けて居つた、市民の貿易權を長崎會所に譲つた代償とも見るべきものである。

## 第五、銀 借 用 證 文



「嘉永五年子八月付銀借用證文之事」なる史料がある。

銀借用證文之事

一銀六貫目者定 此拂入方當子十二月ノ始壹貫目會所ニ而拂入來丑十二月ノ壹季壹貫五百目ツ、毎年於長崎

會所ニ元利皆濟迄直ニ拂入可申極右不足相立候節ハ手許ノ持出約定之通拂入可申極

右之銀此節無據就要用書面之銀高體ニ請取借用仕候處明白實正也返濟方之儀者元銀壹貫目ニ付御定拾匁ツ、之利足相加江前書割合之通當子十二月ノ始壹貫目來ル丑十二月ノ一季壹貫五百目宛於長崎會所拂方年々十二月御出方受用銀之内ノ直ニ御引取可被成候若受用不足相立候節者手許ノ極之通無相違相納可申候猶又不足相立候ハ、五季步通御出方之時々右約定之高會所ノ直ニ御引取可被成候其節ニ至リ拂延割返等之御相談決而仕間敷候爲其父子連印仕拂方年番衆奥印相頼置候上者返濟方毛頭相違無御座候爲後日一札差出置申處仍而如件

嘉永五年

子八月

××又次右衛門印

××熊之助印

××政次右衛門殿

前書割合之通其時々引取御渡可申候處相違無之候爲其奥印致置候以上

子八月

××長右衛門<sup>㊦</sup>

此は長崎會所から支給する受用銀即ち俸給を引當として銀六貫目を借用した證文である。直接長崎會所拂方で引取つて貰ひ度いとの前承諾の意思を表明して居り、又會所の仕拂方年番衆の奥印を頼んで捺して貰つて居る。つまり俸給を債務の保障に提供して居る内容で、此は會所鈞合と云ふ行爲で今日から見ると頗ぶる奇異であり、當時でも餘り褒めたことではなかつた。天保十四年には斯の如き會所鈞合行爲の慣行は廢止されたことになつて居るのだが、<sup>\*</sup>其の後である嘉永年間にも、依然此種のこと<sup>\*</sup>が繼續されて居つたのが判る史料である。借用主たりし人は阿蘭陀大通詞であつた。

「嘉永六年丑十二月付の借用銀證文之件」と云ふ史料がある。

### 借用銀證文之事

一 銀三貫目者 定

右之銀私共無據銀場入用ニ付槌ニ借用仕候處明白實正也返濟方之儀者元銀百目ニ付一ヶ月壹匁宛之利足相  
加江來寅七月御手當銀出方之節元利皆濟之迄於會所當番座直ニ御引取可被成候爲其同役連印致置候上者毛  
頭相違無御座候爲後日銀借用證文仍而如件

××淺右衛門<sup>㊦</sup>

××彌七郎<sup>㊦</sup>

嘉永六年

丑十二月

××直 次印

××茂 助印

××眞 三印

××長右衛門印

××忠 次印

前書之通相違無之右銀出方之節受取相渡可申候

××長右衛門印

× 清 五印

××久之 丞印

此は銀場役人七人が連印で銀三貫目を借入れた文書である。「無據銀場入用に付」とあり、銀場用借用證文である。元利皆濟迄會所當番座に於て直に御引取下さいと云うて居る。入用の内容は判らぬが、同役連印である處が面白い。

「安政二年卯十二月付糸屋常三郎の借用申一札之事」なる史料がある。

借用申一札之事

一銀壹貫五百目

右之銀今般無據就要用髓ニ借用申候處實正也返濟方之儀は此百目ニ付壹ヶ月壹匁宛利足相加へ來辰七月  
町方ヶ所竈銀御出方之時、一季百貳拾八匁、長崎會所ニおるて元利皆濟迄直ニ御引取可被成爲其會所拂  
方衆中裏印申請置候上は御引取方ニ毛頭相違無御座候爲後念銀借用證文仍如件

安政二年卯十二月

××常三郎<sup>印</sup>

××治兵衛殿

(裏面)

前書之通相違無之候依之與印致置候以上

××雄藏<sup>印</sup>

×寅之助<sup>印</sup>

此は町方ヶ所竈銀出方之時、に御引取可相成と云ふので、箇所銀や竈銀を債務の擔保にして居る。即ち此の史料は、將來の配當を引當に銀壹貫五百目を借用する證文である。

最後に、「安政三年辰六月借用申銀子之事」と云ふ史料を擧げるが次の如き内容である。

借用申銀子之事

一 銀五百目 者定

右之銀無據就要用髓ニ借用申候處明白實正也返濟方之儀者御定利足相加當冬唐船宿町御手當銀出方之上元

利之通皆濟可致候爲其銀借用證文仍而如件

安政三年辰六月

借用主 ××重兵衛<sup>印</sup>

××政治右衛門殿

此は唐船宿町御手當銀を引當にして居る。元來唐貿易に於ては各町は交代で唐船乗組員の宿をしてやり又貿易の便宜を計つてやる慣習であつたが、唐人屋敷が出来てからは、宿町とは唐船入船の際の世話町の意味となつた。宿町として世話をする報酬の町内分配が、宿町御手當銀と云ふものである。